

2027 コードとISの更新プロセス

第2草案主な変更点の概要 **成果管理の国際基準**

エグゼクティブ・サマリー

[利害関係者協議段階において](#)提供された利害関係者のコメントを慎重に検討し、考慮した結果、また[第2草案作成段階における](#)アンチ・ドーピング・コミュニティとの広範な協議を通じて、結果 マネジメントに関する国際基準起草チームは、現在進行中の[2027年規程及びISの更新プロセス](#)の一環として、2027年結果マネジメントに関する国際基準（ISRM）の第2草案において更なる主要な変更を提案した。

この文書の目的は、2027年ISRMの第2草案で提案された主な変更点を要約することであり、その主な変更点は、[2027年第1草案でISRMの](#)提案され、対応する[第1草案の主な変更点の要約](#)で要約されたものに基づいている。

2027年版ISRMの第2草案における新たな変更点は、第1草案で示された変更点から派生したものでも、それを基礎としたものでもなく、それに応じて「新規追加」と記されることに留意されたい。特にこの点に関して、ISRM起草チームは、この第2草案に盛り込まれた以下の新たな変更点に利害関係者の注意を喚起したい：

- これまで競技者生物学的パスポート運用ガイドラインに含まれていた、競技者生物学的パスポートの保管権限を割り当てるための基準を、「パスポート保管者」の定義に含めること。
 - 初回審査段階において、結果管理機関（RMA）が考慮しうる治療目的使用の除外（TUE）（第 5.1.1.1 条）；
 - 強制的な暫定的資格停止処分の賦課は、アンチ・ドーピング規則違反（ADRV）の成立を主張する書簡の競技者に対する通知と同時にに行われなければならない（第 5.1.2.1 条、[Cottier 報告書](#)も参照）；
 - 検査機関から有害分析所見（AAF）を受領した後 20 日以内に、ADRV の実施を主張する文書を競技者に通知する義務（第 5.1.2.2 条、[Cottier 報告書](#)も参照）；
 - RMA が、複数の AAF が汚染源に起因するものであると信じる正当な理由がある場合、各競技者に対し、申立書において、複数の AAF の存在を通知する義務（第 5.1.2.3 条、[Cottier 報告書](#)も参照）；
 - 秘密性の高い調査の場合、RMA は、WADA の書面による承認を得た上で、他のドーピング防止機関（ADO）に対する AAF 又は非定型的所見（ATF）の通知を遅延させ、又は留保することができる（第 5.1.2.11 条及び第 5.3.2.4 条）；
 - RMA が AAF の通知を受けた後、事案の終結を検討している場合、又は通常の結果管理プロセスを進めない場合、事案を独立審査専門家（IRE）に付託する手続の確立（第 5.5 条、[コッティア報告書](#)及び[世界ドーピング防止規程（WADA 規程）](#)第 5.5 条も参照のこと。
- 7.8)、そして

-パスポート審査中に、専門家、APMU、又はパスポート保管人の発意に関わらず、追加情報及び／又は説明を求めることができる可能性及び条件（C.2.2.5条及びC.2.2.6条）。

さらに、ISRM草案作成チームは、第2次草案作成段階における利害関係者のコメントの検討及びドーピング防止コミュニティとの議論から生じた、その他の重要な進展について言及したい：

- 、さらに説明がある：
 - 他の事件で使用される可能性のある、または使用されない可能性のある事件に関する文書（第4.2条）；
 - B "サンプルの分析とその結果（第5.1.2.1条と第5.1.2.8条）。
 - 暫定的資格停止制度（第6.2.1条、第6.2.2条、第6.2.3.5条、第11条）；
- 規程第10.8.1条（第5.1.2.1条および第7.1条）に基づく資格停止期間の短縮に関する追加；
- WADA、国際競技連盟、又は主要競技大会主催者（MEO）が関与するCASの手続において、事案ファイルを提供する際、又はCASの手続において、英語又はフランス語を使用すること（第9.2条及び第10.3条）。
- 居場所情報未提出に関する制度（第B.1.3条、第B.2.4条及び第B.3.1条）及び競技者生体パスポート（ABP）（第C.2.2.5条から第C.2.27条及び第C.7.1条）に関する実質的な追加。

以下では、2027年版ISRMの第2草案における変更点を、項目ごとに簡潔にまとめる。

ISRM 固有の定義用語：パスポート・カストディアン

新規追加

規範の明確性及び階層のために、この定義はISRMに含まれ、現在競技者生物学的パスポート運用ガイドラインに定められている、競技者生物学的パスポートの保管を決定するための基準を組み込むために修正された。

第4.1条 結果管理の実施責任

第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

第4.2条 成果管理の守秘義務

第1稿からの変更点

利害関係者のコメントを検討した結果、ISRM 制定草案作成チームは、追加的な説明を行い、どのような状況において、競技者又はその他の者が、自己の防御の一環として、他の事件の事件ファイルの文書を提出することができるのか（他の事件の関係者全員の同意が必要である）、及び本条項の規定が適用されない状況（例えば、法執行協力、第三者が関与する可能性のあるADRVの調査又は結果管理）を明らかにした。

第5.1.1.1条治療目的使用の免除

新規追加

ISRM起草チームは、この記事にいくつかの調整を加えた：

- 一方では、AAF又はATFの初回審査において、既存のTUE又は処理中の申請のみを考慮することができることと規定すること（第5.1.1.1.1条、第5.1.2.1条に反映された変更）、及び
- 一方、治療目的使用の適用除外に関する国際基準第6.14条に記載されている状況（すなわち、失効した、撤回された、又は取り消されたTUE）を参照することにより、該当する場合には、RMAが考慮しなければならない（第5.1.1.1.2条）。

第5.1.2条通知

第1稿からの変更点

ISRM起草チームは、特にこの記事にいくつかの変更を加えた：

- B」検体分析手続により、ADO は(1)要請された検査施設文書提出パッケージが未だ受領されていない場合、競技者は「B」検体分析の要請を遅らせることができないこと（第5.1.2.1項e）を参照）、及び(2)「B」検体の分析が「A」検体の分析を確認していない場合に検討されるべき異なる手続上の選択肢（第5.1.2.8項）を想起する；
- 違反の早期受諾および提案された結果の受諾に基づく資格停止期間の短縮に関する2027年規程第10.8.1条の改正の実施（第5.1.2.1条、f）。
- RMA に対し、WADA の書面による承認を得て、極秘調査が実施されている他の ADO に対する AAF 又は ATF の通知を遅延又は保留する可能性を提供する新たな条の導入（第5.2.11条及び第5.3.2.4条）。

新規追加

23人の中国人水泳選手が関与した28件のトリメタジジン陽性反応に関するエリック・コティエ独立検察官の調査報告書（[コティエ報告書](#)）に続き、ISRM起草チームは以下の修正を実施した：

- 競技者に対する AAF の可能性の通知は、検査機関が AAF を受領してから 20 日以内に行われるものとする（第5.1.2.2項）。
- RMA が、複数の競技者が関与する同一の禁止物質に関する AAF の通告を受け、かつ、これらの AAF が「汚染供給源」-2027年 WADA 規程の定義する用語に従って-に起因するものであると信じる正当な理由がある場合、各競技者に対する通告には、その旨が記載されるものとする（第5.1.2.3項）。

第5.2.1条非典型的所見

第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

第5.4条前進しない決定

第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

第5.5条：独立審査専門家による審査対象案件

新規追加

Cottier報告書に続き、この新しい条文は2027年規程第7.8条に言及し、RMAがAAFの通知を受け取った後、案件の終結や通常の結果管理プロセスを進めないことを検討するまれなケースにおいて、RMAが従うべきプロセスを記述している：

- 当該要請は、ファイル全体とともに、速やかに、WADA を写して、独立審査専門家（IRE）に英語で提出されなければならない（第 5.5.2 条及び第 5.5.3 条）；
- RMAは、IREに全面的に協力し、要求された文書及び／又は情報を提供しなければならない（第5.5.4条）；
- IRE は、全ファイルの受領から 20 日以内に、WADA に写しを送付した上で、意見書及び勧告書を発行しなければならない（第 5.5.5 条）；
- IREの意見を受領したRMAは、速やかに、規程第2条第1項の違反について前進するか否かを決定するものとし、前進しないとの決定はCASに直接上訴することができる（第5.5.6条）。
- RMAは、IRE手続に関する費用を負担するものとする。RMAが、IREへの照会がない場合であれ、IREの見解に反する場合であれ、通常の結果管理を進めないことを決定し、その決定が不服申立権を有する当事者の1人または数人から不服申立に成功した場合も、同様とする。

第6条：暫定的な出場停止処分

初稿からの変更点

コード起草チームによる暫定的停止制度の改正は、以下のISRMの条文に反映されている：

- 強制的な暫定的資格停止は、ISRM 第 5 条に規定された通知が競技者になされると同時に課されるものとする（第 5.1.2.1 項 h）；
- 暫定的資格停止処分が解除され、再び科される条件、適用される証明基準、その結果、不服申し立て手続きについて明確化される（第6.1.2.2条、第6.2.2条、第6.2.3.1条）。
- ISRM 第 6.2.1.2 条及び第 6.2.2 条に対するコメントでは、競技者が MEO によって暫定的な資格停止処分を受けた場合、競技大会の終了後に当該処分を解除又は再施行するための要請は、関連する国際競技連盟の規則に基づき指定された聴聞機関に提出されるものとすることが明記されている。

第7条：チャージ

第1稿からの変更点

ADRVの早期受理に基づく資格喪失期間の短縮およびその結果に関する2027年規程第10条8.1項の改正は、ISRM第7条1項のd)、i)および本条の注釈に反映された：

- 第一に、本条において提示される資格停止期間の短縮の利益を享受するために、競技者又はその他の者は、ADRVを犯したことを「認める」必要はなく、単にADRVが立証されたことを「受け入れる」ことが要求される。この変更の目的は、ADRVを主張された者が提案された結果を受諾した場合に、単なる意味論的な理由により、事案が聴聞機関に回付されることを防止することである。
- 第二に、現段階では、25%の減額は、ISRM第5条に基づくADRV候補通知に記載された資格停止期間（すなわち、問題となっている違反について発生した資格停止期間の最大値）ではなく、告発状においてRMAが主張した資格停止期間（これは、規程第10.6条に基づく重大な過失又は過失がないことに基づく相応の制裁となり得る）に基づいて計算されることが明記されている。

第8条：ヒアリング・プロセス

第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

第9条：決定

第1稿からの変更点

すなわち、事件ファイルは、機械で読み取り可能な形式で、また、実務上可能な限り、単語検索可能な形式で、索引と各文書の簡単な説明が英語またはフランス語で記載されたものを作成しなければならない。

それ以外の点では、第1草案で提示された本条のその他の修正案に変更はなく、第2草案でも本条の文言に変更はない。

第10条：不服申し立て

第1稿からの変更点

すなわち、WADA、国際競技連盟及び／又はMEOが関与するCASに対する全ての不服申立手続は、全当事者がその全裁量においてその要請に同意した場合に限り、英語又はフランス語以外の言語で実施することができる。

それ以外の点では、第1草案で示された本条のその他の修正案に変更はなく、第2草案でも本条の文言に変更はない。

第11条：暫定的資格停止期間中の参加禁止違反について

第1稿からの変更点

すなわち、暫定的資格停止に対する違反の疑いが、事案の一部とみなされる結果管理中に生じた場合（第11.1条）、または、資格停止期間が終了したか否かにかかわらず、最終決定が下された後に発見された場合（第11.2条）である。後者の場合、この違反の可能性に関する結果管理は、ISRM第5条（通知書）、第7条（告発状）、第8条（聴聞を受ける権利）、第9条（理由ある決定）に定める原則を準用するものとする。

付属文書B：居場所不明に対する結果管理

第1稿からの変更点

ISRM 原案作成チームは、2027年国際試験規格（IST）または規程の反映するため、ISRM 附属書 B に以下の変更を加えた：

-第 B.2.4 項 c)の解説は、2027年 IST 第 4.10.6.2 項の修正を反映し、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）の試みの合理性は、DCO による電話連絡の有無にかかわらず、特定の場所における 60 分の時間枠の全部の間、事前通告なしに検査に応じ、かつ、アクセス可能であるという競技者の基本的義務に照らして評価されるものとするを明確にしたものである。

-B.3.1条は、2027年規程第7.1.6条の改正を反映し、個々の居場所情報義務違反及び規程第2.4条違反の結果管理に関するADOの管轄に関する規則を明確化したものである。

さらに、B.1.3 iii)の注釈に実質的な変更が加えられ、連続して何日間も居場所情報提出に不正確な点があった場合に、提出不備が発生したとみなされる日付がさらに明確にされた。

それ以外の点では、第1草案で提示された本条のその他の修正案に変更はなく、第2草案でも本条の文言に変更はない。

しかし、この点に関して、ISRM ドラフティングチームは、2021年 ISRM B.3.2, f) において現在規定されている個別の居場所情報義務違反に対する行政的な審査手続を復活させないことを決定したことに留意することが重要である。このような削除は、この手続を簡素化し、適時性を改善することを可能にするという事実に加え、ISRM起草チームは、以下の理由により、競技者の権利に悪影響を及ぼさないと考える：

-競技者は、ISRM B.3.2, d)及びe)に従い、個々の居場所情報義務違反が通知された後も、異議を申し立てる可能性を保持するものとする。

-また、ISRM B.3.5に従い、WADA規程第2.4条に違反する可能性があるとして、後日、居場所不履行に異議を申し立てる可能性も残されているものとする。

付属文書 C: 競技者バイオリジカルパスポート (ABP) の結果管理

初稿からの変更点

ISRM ドラフティングチームは、附属書 C の適用（例えば、専門家報告書の提出、追加検体の採取、競技者からの説明の確認）において迅速な措置の必要性を強調するために「迅速」という用語を使用すること、又は一貫性を保つために、異なる段階を通じて関与する専門家の正確な数（例えば、「ドーピングの可能性」の場合、初回の審査及び3名の専門家による審査）に言及すること等、附属書 C 全体を通じていくつかの文言の追加を実施した。

さらに、以下の条文に実質的な変更が加えられた:

- C.2.2.7.1条へのコメントでは、パスポートの最初の審査において、「ドーピングの可能性がある」と結論づけるために、専門家が特定のドーピングシナリオについて納得する必要はないことが明確にされている;
- C.5.1条は、アドヴァース・パスポート・ファインディングが発行された場合、APMUはADAMSを通じて全ての関連文書をWADAと共有しなければならないと規定している;
- C.6.3 条へのコメントが追加され、専門家が「ドーピングの可能性がある」という全会一致の意見に達することができなかったために最初に結論づけられた競技者のパスポートの更なる審査は、最初の専門家パネルの中に含まれていなかった専門家が行うべきであるという規定が追加された。
- C.7.1 条の解説は、最終決定により無罪とされた、又は起訴が取り下げられた競技者のパスポートデータはリセットされず、ADAMS において新たな生物学的パスポート ID が割り当てられた競技者のパスポートの一部として存続することを明確にするものである。

それ以外の点では、第1草案で提示された本条のその他の修正案に変更はなく、第2草案でも本条の文言に変更はない。

新規追加

最後に、ISRM草案は、追加情報および/または明確化がパスポート審査中に要求される条件を詳述する2つの条文を追加した。これは、初回審査中の専門家の発意によるものであれ、APMUまたはパスポート保管人の発意によるものであれ、どの段階においても同様である。

専門家に関して、当該要請は、通常、医学的状态、競技会日程及び/又は検体分析結果に関連するものであり、競技者パスポート管理ユニット (APMU) を経由してパスポート管理者にのみ指示することができる (第 C.2.2.5 項)。

APMU 又はパスポートに対する当該要請は、パスポート管理者、APMU 及び/又は専門家が利用可能な基本情報に関連するものであり、例えば、競技者の活動 (例えば、競技会日程、トレーニング、居場所情報提出) 又は検体採取中に申告された投薬及びサプリメントに関連して競技者から入手した追加情報/明確化を含む可能性がある。これらの要請は APMU と共有され、APMU は、専門家パネルに提供するか否かを決定するものとする (第 C.2.2.6 項)。

これらの追加は、不正確あるいは不十分な情報に基づいて専門家による審査が行われることを避けるためである。